

事業者 殿

高知労働局長登録第1号

(登録有効期限:平成31年3月31日)

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

安全衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法により、次の事業場にあつては、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、その者に安全衛生法に関する一定の業務を担当させることが義務づけられています。

当連合会では、下記日程により、標記の講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

[安全衛生推進者等を選任すべき事業場]

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場(安全衛生規則第12条の2)

[安全衛生推進者を選任しなければならない業種]

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

[衛生推進者を選任しなければならない業種]

上記、安全衛生推進者を選任しなければならない業種以外の業種

対 象 者:安全衛生推進者として選任されることが予定されている方(衛生推進者として選任されることが予定されている方も受講可)

カリキュラム概要:安全管理、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等、作業環境管理及び作業管理、健康の保持増進対策、安全衛生教育、安全衛生関係法令

記

1. 日 時 平成30年12月13日(木)～14日(金) 9:00～15:00(受付8:45)

2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4 TEL 088-846-2211)

3. 受 講 料 受講料8,640円(本体8,000円+税) テキスト代 1,404円(本体1,300円+税) 合計10,044円
(※テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。)

4. 定 員 80名(定員に達し次第締切ります)

5. 申込方法

受講申込書に必要事項を記入し、当連合会窓口へ持参か郵送またはFAXでお申込み下さい。講習会開催日約2週間前までに受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料がかかりません)を送付いたします。

受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込下さいませようお願いします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先>高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

6. 受講取消・変更

平成30年12月11日(火)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り、キャンセルをいたします。

キャンセル……受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)します。

テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

指定日時以降の取消、講習会当日欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。

受講者変更の場合には、平成30年12月12日(水)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

◆申込・問い合わせ先◆ 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コボ NOR1 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567